

# 成年後見制度の ごあんない

## お問い合わせ窓口

### 成年後見制度について知りたい場合は

- **宇都宮家庭裁判所足利支部**  
〒326-0057 足利市丸山町621 ☎0284-41-3118
- **公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部**  
〒320-0848 宇都宮市幸町1-4 栃木県司法書士会館内 ☎028-632-9420
- **権利擁護センター・ぱあとなあとちぎ(一般社団法人 栃木県社会福祉士会)**  
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 ☎028-600-1725
- **日本司法支援センター栃木地方事務所(法テラス栃木)**  
〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2階  
☎0570-078374 / 0503383-5395
- **栃木県弁護士会**  
〒320-0845 宇都宮市明保野町1-6 ☎028-689-9000
- **社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会**  
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 ☎028-621-1234

### 任意後見制度について知りたい場合は

- **足利公証役場**  
〒326-0814 足利市通3丁目2589 足利織物会館3階 ☎0284-21-6822

### 日常生活自立支援事業(あすてらす)について知りたい場合は

- **社会福祉法人 足利市社会福祉協議会 あすてらすあしかが**  
〒326-0064 足利市東砂原後町1072 足利市総合福祉センター内 ☎0284-44-0372

### 足利市役所相談窓口

- **いきいき長寿課 地域支援担当**  
☎0284-20-2135
- **障がい福祉課 障がい支援担当**  
☎0284-20-2134
- **市民生活課(市民相談室)**  
☎0284-20-2111



成年後見制度って  
どんな制度かしら？

年をとったり、障がいがあることにより物事を判断する能力が十分でなくなっても、**安心して暮らすことができるよう、ご本人を法律的に支援する制度**です。  
成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があり、支援できる内容も異なります。

お答えします!!



## こうして、あなたの生活を守ります

- **お金を管理します。**  
現金、預貯金などを管理します。
- **本人に代わって契約を結んだり、取り消します。**  
ひとりで行えない契約を結んだり、本人に不利益な契約を取り消します。
- **身の回りに配慮しながら医療・介護の手続きを支援します。**  
要介護認定の申請、介護サービスや入院の契約などの手続きを行います。

発行：社会福祉法人 足利市社会福祉協議会

\*このリーフレットは、栃木県地域福祉振興基金(栃の実基金)の助成により発行しています。

# こんなとき、後見人等が守ってくれます。

「後見人等」とは、  
「成年後見人」「保佐人」「補助人」の総称です。下記記載※

## ケース1 親の入院費を払うための預金が引き出せない…



認知症の父の入院費を支払うため、父の預金を引き出そうとしたら、成年後見が必要と言われた…

**預貯金や年金など生活に必要なお金を管理します。**

申立てをして成年後見制度による後見人等が選ばれば、**ご本人に代わり、預金を引き出し、入院費を支払うことができます。**

※引き出したお金はご本人のための支出に限られます。※後見人等は、家庭裁判所が選任します。

## ケース3 子どもの将来が不安…



わたしも高齢になって知的障がい(精神障がい)がある子どものことが気がかりで…

**財産の管理やサービスの契約・手続きを行い生活を支援します。**

成年後見(法定後見)の申立てをして、**後見人等に財産の管理や介護・福祉サービスの利用手続きなどの日常生活の契約をしてもらう方法があります。**

## ケース2 親が消費者被害にあわないか心配…



認知症の母が、必要の無いものを購入したり、悪質商法にだまされないか心配…

**必要のない契約を取り消します。**

認知症のご本人が、内容を分からないまま契約をしてしまっても、**後見人等が契約を取り消し、ご本人を法的に保護することができます。**

## ケース4 これから(将来)の老後のことが心配…



ひとり暮らしだけど、これから認知症になったとき、介護サービスのことや、お金の管理のことが心配…

**任意後見制度が利用できます。(足利公証役場(連絡先裏面記載))**

判断能力が十分あるうちに、信頼できる人と任意後見契約を交わしておき、**将来、判断能力が不十分になった後、その人に財産の管理やサービスの利用契約などを任せることができます。**

## 日常生活自立支援事業(あすてらす)とは？

本人の判断能力は不十分であっても、契約等の法律行為が必要なく、成年後見制度を利用するほどでもない方に対して、足利市社会福祉協議会及び栃木県社会福祉協議会と契約し、大切な書類の管理や日常生活の金銭管理を行います。

**社会福祉法人 足利市社会福祉協議会 あすてらすあしかが**(連絡先裏面記載)



※ 判断能力により支援の内容は下記の3種類に分けられます。

「後見」:常に判断力を欠いており、日常の買い物もひとりでは難しい人を支援します。

「保佐」:判断能力が著しく不十分で、日常の買い物はひとりではできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人を支援します。

「補助」:判断能力が不十分で、重要な財産の管理などをひとりですることが不安な人を支援します。